

## 税務大学校における専門官基礎研修以外の研修について

税務大学校においては、令和2年4月3日に、国税専門官採用試験により新規に採用された専門官基礎研修を、新型コロナウイルスの感染拡大の状況等を踏まえ、当分の間、在宅でのオンライン等研修により実施する旨、公表したところです。

これらの状況等を踏まえ、和光校舎及び地方研修所において、実施又は実施を予定している専門官基礎研修以外の研修についても、下記の対応とすることとしました。

### 記

#### ○ 採用時研修

次の研修については、専門官基礎研修と同様に、当分の間、在宅でのオンライン等研修により実施する。

##### ・ 普通科

税務職員採用試験により新規に採用された職員を対象に、全国4か所（和光市・船橋市・枚方市・熊本市）の研修所で、令和2年4月3日から令和3年3月24日まで1年間実施する研修

##### ・ 社会人基礎研修

経験者採用試験により新規に採用された職員を対象に、名古屋研修所（名古屋市）で、令和2年4月6日から令和2年6月29日まで3か月間実施する研修

#### ○ 採用時研修以外の研修

採用時研修以外のすべての研修については、当分の間、オンライン等研修により実施する又は延期することとする。